平成２１年（フ）第４１９号
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺2335番地79、前住所栃木県日光市鬼怒川温泉大原1060番地９　根本アパート
債務者　木村百合子（旧姓荒井）
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１４７５号
神奈川県藤沢市鵠沼石上３丁目１番15号
債務者　町田　　豊
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９１号
長野県小諸市甲3916番地９　市営住宅中松井403
債務者　小林イワヨ
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第２６４号
静岡県浜松市中区富塚町221番地の10　ソシア向平104
債務者　太田　進一
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２６５号
静岡県浜松市中区富塚町221番地の10　ソシア向平104
債務者　太田　育代
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２７８号
静岡県浜松市浜北区貴布祢2497番地
債務者　山本　健仁
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２９２号
静岡県浜松市北区細江町気賀1417番地の５
債務者　名倉　健吾
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２９６号
静岡県浜松市西区入野町16123番地県営南平団地６棟207号
債務者　比嘉幸子こと　ヒガ　幸子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１２５号
広島県福山市松永町６丁目６番16号
債務者　山崎　健二
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月７日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１２６号
広島県福山市松永町５丁目11番11号
債務者　山崎　美好
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月７日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１６８号
広島県府中市鵜飼町252番地の１
債務者　河内整体院こと　河内　直巳
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月７日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４７号
熊本県球磨郡湯前町3188番地１
債務者　平川　大志
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第３５０号
静岡市駿河区敷地１丁目８番６―201号
債務者　田端　喜弘
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４４号
青森県むつ市緑町９番15号　アットホームせい美101号室
債務者　新堂　寿幸
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４５号
青森県むつ市緑町９番15号　アットホームせい美101号室
債務者　新堂　真澄
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係